

東彼杵町

高齢者虐待防止・早期発見マニュアル

令和5年7月

東彼杵町 長寿ほけん課

はじめに

高齢者虐待防止・早期発見マニュアルは、高齢者の虐待を防止するとともに、関係機関と連携を図ることにより、虐待の早期発見に繋がることを目的として作成いたしました。

介護保険サービス従事者等にご活用いただき、高齢者虐待が疑われる場合には、地域包括支援センターやほけん年金係へご連絡をお願いいたします。

1. 高齢者虐待防止法

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、「高齢者虐待防止法」という）は、平成18年（2006年）4月1日から施行されました。高齢者虐待防止法では、国及び地方公共団体に対する責務が規定されています。

（1）高齢者虐待防止法による定義

- ・「高齢者」を65歳以上の者と定義しています。
- ・高齢者虐待を①養護者による高齢者虐待 ②養介護施設従事者による高齢者虐待に分けて定義しています。

①養護者による高齢者虐待

（1）「養護者」とは…「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」とされており、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等が考えられます。

（2）養護者による高齢者虐待の類型・具体例

虐待種類	内容（具体例）
①身体的虐待	・高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること 【具体例】 ・つねる、殴る、蹴る、やけど、打撲をさせる ・身体を拘束する
②介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）	・高齢者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること 【具体例】 ・入浴しておらず、異臭がする、皮膚や衣服等が汚れている ・室内にゴミを放置するなど、劣悪な環境の中で生活させる
③心理的虐待	・高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

	<p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・怒鳴る、悪口を言う ・排泄の失敗や食べこぼし等を嘲笑ったり、人前で話す等により、高齢者に恥をかかせる
④性的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する ・キス、性器への接触、性的行為を強要する
⑤経済的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ・養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上に利益を得ること <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年金の搾取 ・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない ・入院や受診、介護保険サービス等に必要な費用を支払わない

(3) 養護者による高齢者虐待を防止するために

- 1) 高齢者虐待防止法では、高齢者の福祉に業務上関係のある団体や職員などは、高齢者虐待の早期発見に努めなければならないとされています。(法第5条)
- 2) 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならないとされており、それ以外の場合も、通報に努めなければならないとされています。(法第7条)

●高齢者本人や養護者の虐待に対する自覚の有無は問いません。高齢者や養護者・家族等に虐待が疑われる場合は、早めにご相談をお願いします。相談者の秘密は守られ、相談内容が他に漏れることはありません。

【東彼杵町の高齢者虐待に関する相談窓口】

- | | |
|------------------|-------------|
| ・ 東彼杵町 ほけん保険係 | TEL 46-1202 |
| ・ 東彼杵町地域包括支援センター | TEL 46-1173 |

②養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応

(1)「養介護施設従事者等とは」…「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者。業務に従事する者とは、直接介護サービスを提供しない者（施設長、事務職員等）や、介護職以外で直接高齢者に関わる他の職種も含まれます。（法第2条）

※「養介護施設」とは…老人福祉法に規定される老人福祉施設、有料老人ホーム
介護保険法に規定される介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センター

※「養介護事業」とは…老人福祉法に規定される老人居宅生活支援事業
介護保険法に規定される居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、
介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業

(2) 養介護施設従事者等による高齢者虐待の類型・具体例

虐待種類	内容（具体例）
①身体的虐待	<ul style="list-style-type: none">・高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none">・平手打ちをする、殴る、蹴る・入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる・「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制
②介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）	<ul style="list-style-type: none">・高齢者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none">・褥瘡ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る・おむつが汚れている状態を日常的に放置している・健康状態の悪化をきたすような環境（暑すぎる、寒すぎる等）に長時間置かせる・医療が必要な状況にも関わらず、受診させない。救急対応を行わない
③心理的虐待	<ul style="list-style-type: none">・高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none">・怒鳴る、罵る・本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない

	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う。自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して食事の全介助をする
④性的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること 【具体例】 ・性器等に接触したり、キス、性的行為を強要する ・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下半身を裸にしたり、下着のままに放置する ・人前で排泄をさせたり、オムツ交換をしたりする
⑤経済的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること 【具体例】 ・日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない ・高齢者のお金を無断で使う、処分する、お釣りを渡さない

(3) 養介護施設従事者等による高齢者虐待を防止するために

- 1) 高齢者虐待防止法では、養介護施設従事者等による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者に対し、速やかに町へ通報するよう通報義務等を規定しています。(法第 21 条)
- 2) 高齢者虐待防止法では、刑法の秘密漏示罪その他の守秘義務に関する法律の規定は、要介護施設従事者等による高齢者虐待の通報を妨げるものと解釈してはならないとされています(法第 21 条第 6 項)

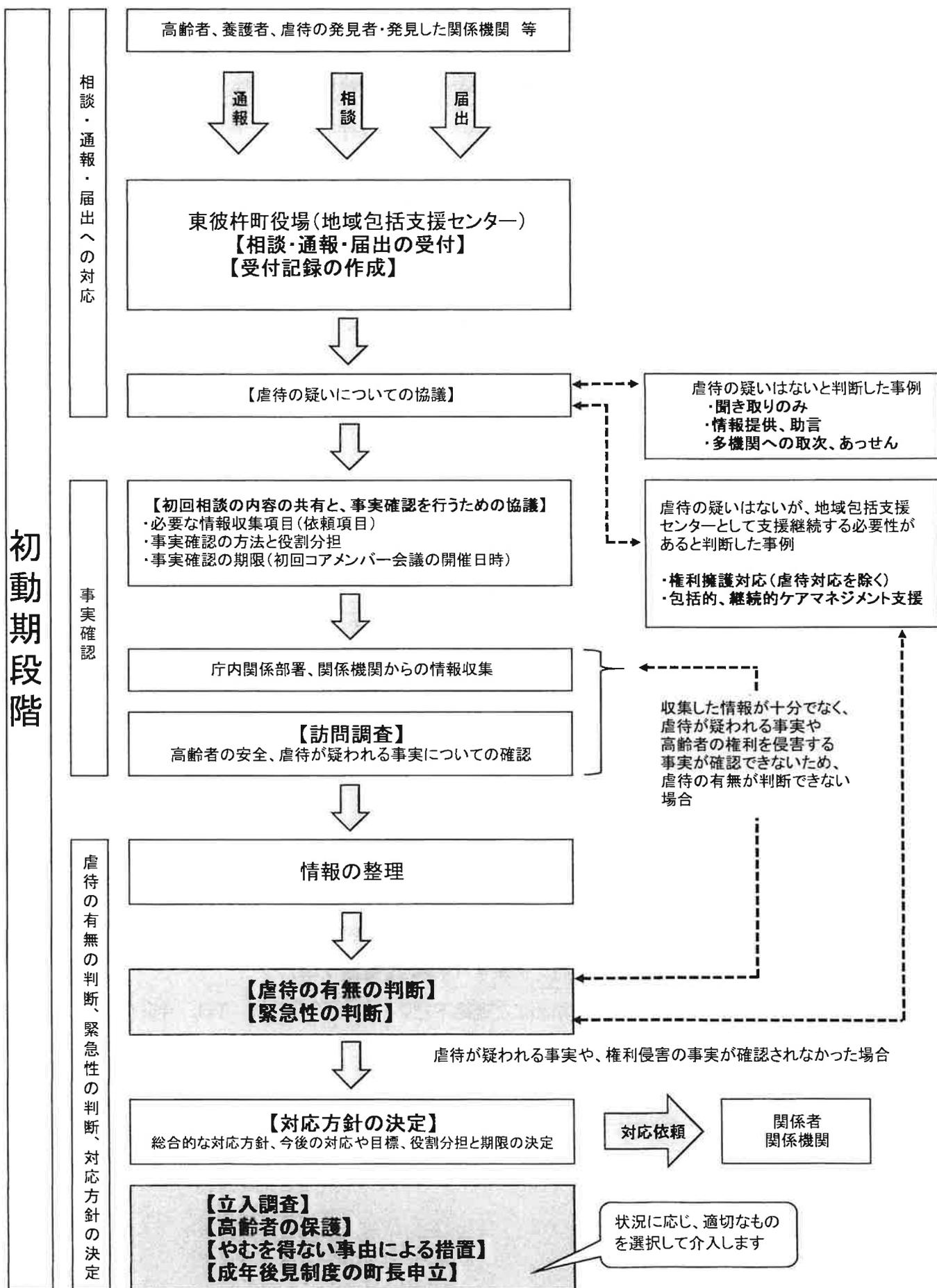
●こうした規定は、養介護施設等における高齢者虐待の事例を施設等の中で抱えてしまうことなく、早期発見・早期対応を図るために設けられたものです。

要介護施設従事者等による高齢者虐待の通報等を行った従業者等は、通報等をしたことを理由に、解雇その他不利益な取扱いを受けないとされています(法第 21 条第 7 項)

施設内での虐待を発見した場合は、早めにご連絡下さい。(ほけん年金係 TEL 46-1202)

※通報を受けた場合、町では下記フロー図に則り対応します。

●養護者による高齢者虐待対応の対応手順（全体フロー図）



※通報を受けた場合、町では下記フロー図に則り対応します。

●養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の対応手順(全体フロー図)

